

株 式 取 扱 規 程

分類番号 基本1－規011

制 定 1990年4月1日

改 正 2026年8月21日

主管部門 管理本部

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当会社の株券の種類および株式に関する取扱は、定款第10条に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(株券の種類)

第3条 当社が発行する株券の種類は、1株券、5株券、10株券、50株券および100株券の5種類とする。ただし、必要に応じて、上記以外の株数を表示した株券も発行することができる。

(請求等の方式)

第4条 法令の定めによる株主の請求または通知は、当会社の定める書式により当社に対して行うものとし、これに第15条の規定による届出印（以下「届出印」という。）を押印するものとする。

②この規程による請求、届出、申出または申請は、当会社の定める書式により行うものとし、これに届出印を押印するものとする。

③前二項の請求、通知、届出、申出または申請を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

④第1項および第2項の請求、通知、届出、申出または申請を行うに際し、保佐人、補助人その他の同意権者の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出するものとする。

(証明書類または保証人)

第5条 株式に関する請求、通知、届出、申出、申請または株券の受領その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第2章 名義書換

(株式取得者による株主名簿記載事項の記載または記録)

第6条 当会社の株式の譲渡による取得者が当会社に対して株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、または記録すること（以下「名義書換」という。）を請求するときは、所定の請求書に株券を添えて提出するものとする。

②譲渡以外の事由により取得した株式の名義書換を請求するときは、法令で定める場合を除き、前項の手続によるほかその取得を証明する書面を提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式につき設定された担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。

(法令により別段の定めのある名義書換)

第8条 第6条の請求につき法令により別段の手続きを経ることを必要とするときは、所定の請求書に株券およびその手続きの完了したことを証明する書面を添えて提出するものとする。

第3章 質権の登録

(質権の登録または抹消)

第9条 質権の登録またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に質権設定者および質権者が連署のうえ、株券を添えて提出するものとする。

第4章 株券不所持

(株券不所持の申出、不発行)

第10条 株式につき株券不所持の申出をするときは、所定の申出書に株券を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(不所持株券の交付)

第11条 前条による株券の不所持の申出をした株式につき株券の交付を請求するときは、所定の請求書を提出するものとする。

第5章 諸届

(氏名および住所等の届出)

第12条 株主は、次の事項を届け出るものとする。

1. 氏名および住所
2. 株主が法人であるときは、その代表者の資格および氏名
3. 株主に法定代理人が選定されたときは、その資格、氏名および住所
4. 株式が数人の共有に属するときは、その代表者の氏名および住所

(外国居住株主等の通知を受ける場所または常任代理人の届出)

第13条 前条の規定により届け出る住所が外国にあるときは、日本国内に通知を受ける場所または常任代理人を定めてこれを届け出るものとする。

②常任代理人には、前条の規定を準用する。

(氏名および住所等の変更届出)

第14条 前二条の届出事項に変更のあったときは、これを届け出るものとする。

②前項の届出が株主の氏名に係るときは、所定の届出書に株券およびその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の添付を要しない。

③第1項の届出が株主の法定代理人、代表者または常任代理人の氏名もしくは資格に係るときは、所定の届出書にその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。

(印鑑の届出)

第15条 株主またはその法定代理人、代表者もしくは常任代理人は、印鑑（署名の慣習のある外国人は署名鑑）を届け出るものとする。

②前項の届出印鑑を変更したときは、これを届け出るものとする。

(登録株式質権者および株券喪失登録者への準用)

第16条 この章の規定は、登録株式質権者および株券喪失登録者にこれを準用する。

第6章 株券喪失登録

(株券喪失登録の請求または抹消)

第17条 株券喪失登録の請求または株券喪失登録の抹消の申請を行うときは、所定の請求書または申請書に当会社が必要とする書面を添えて提出するものとする。

②株券喪失登録がされた株券を所持する者（株券喪失登録者を除く。）が、前項の株券喪失登録の抹消を申請するときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。

第7章 株券の再発行

(株券の分割または併合による再発行)

第18条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求するときは、所定の請求書に株券を添えて提出するものとする。

(新株券の交付)

第19条 株券の汚損、損傷または記名欄満欄のときは、これを回収して新株券を交付する。ただし、汚損、損傷の程度が著しく、株券の真偽判別が困難であるときは、前章の規定によるものとする。

第8章 手数料

(手数料)

第20条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

第9章 その他

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

- (改正) ① 1992年11月9日
② 1999年10月1日
③ 2000年8月1日
④ 2000年10月1日
⑤ 2001年4月1日
⑥ 2001年10月1日
⑦ 2001年11月26日
⑧ 2002年4月1日
⑨ 2002年6月27日
⑩ 2002年12月17日
⑪ 2003年3月12日
⑫ 2003年4月1日
⑬ 2004年6月1日
⑭ 2005年9月1日
⑮ 2006年5月1日
⑯ 2007年8月1日
⑰ 2008年4月17日
⑱ 2009年1月5日
⑲ 2014年4月1日
⑳ 2014年10月1日
㉑ 2015年12月10日
㉒ 2016年1月26日
㉓ 2016年6月29日
㉔ 2016年8月1日
㉕ 2021年7月2日
㉖ 2022年8月1日
㉗ 2026年8月21日